平成２４年（フ）第１８３５号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目４番１号　103
債務者　大高　　聰
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４６号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目24番８号　サニーコートＫⅡ202
債務者　石井　麻未（旧姓青木・滝沢）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５８号
横浜市南区睦町２丁目182番地２　中央マート201
債務者　原田　利恵（旧姓中俣）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５３号
横浜市港北区篠原町1221番地
債務者　山中　幸江
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５４号
横浜市中区石川町３丁目106番地４　グレース元町205号室
債務者　大原英吉こと　陳　　秀生
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５８号
横浜市中区山下町29番地　山下公園ハイツ403号室
債務者　久野　右夏（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４５号
東京都清瀬市松山１丁目４番20号松東マンション302号
債務者　平山　雅紀
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３４３号
栃木県芳賀郡茂木町大字山内211番地１
債務者　黒子　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７８号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目６番地２　白鷺寮、前住所北海道札幌市豊平区中の島２条１丁目１番17―101号
債務者　山口　大介
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８１号
栃木県日光市猪倉3399番地17
債務者　石橋　至子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８４号
栃木県那須塩原市沼野田和494番地１　稲荷ハイツ106号、前住所福島県南会津郡南会津町田島字観音寺29番地
債務者　大竹　真司
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８９号
栃木県大田原市下石上1337番地
債務者　菊地　金雄
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９６号
栃木県宇都宮市針ケ谷町429番地１　グリーンビレッジＦ・Ｍ　Ａ棟202
債務者　伊藤　雄太
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０４号
栃木県宇都宮市砥上町350番地25
債務者　山田　剛士
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１０号
栃木県宇都宮市今泉２丁目４番２号　鈴木方
債務者　竹内　啓五
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係